【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成29年9月4日

【会社名】 株式会社エスユーエス

【英訳名】 SUS Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 齋藤 公男

【本店の所在の場所】 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8

京都三井ビルディング5階

【電話番号】 075-229-6514(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理本部長 岸本 義友

【最寄りの連絡場所】 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8

京都三井ビルディング5階

【電話番号】 075-229-6514(代表)

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 募集金額

ブックビルディング方式による募集 609,501,000円

売出金額

(引受人の買取引受による売出し)

ブックビルディング方式による売出し 71,300,000円

(オーバーアロットメントによる売出し)

ブックビルディング方式による売出し 122,130,000円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年8月9日付をもって提出した有価証券届出書及び平成29年8月25日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集323,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し84,100株(引受人の買取引受による売出し31,000株・オーバーアロットメントによる売出し53,100株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成29年9月4日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

- 第1 募集要項
 - 2 募集の方法
 - 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
 - 4 株式の引受け
 - 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)
- 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)
 - (2) ブックビルディング方式
- 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)
- 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)
 - (2) ブックビルディング方式

募集又は売出しに関する特別記載事項

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

2 【募集の方法】

(訂正前)

平成29年9月4日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で本募集を行います。引受価額は平成29年8月25日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(1,887円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233 条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投 資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定<u>する</u>価格で行います。

区分		発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による	募集		-	-
入札方式のうち入札によら	 ない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	新株式発行	263,000	496,281,000	273,414,800
フックにルディング万式	自己株式の処分	60,000	113,220,000	-
計(総発行株	式)	323,000	609,501,000	273,414,800

- (注) 1.全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
 - 2.上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております
 - 3.発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
 - 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年8月9日開催の取締役会決議に基づき、 平成29年9月4日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出され る資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であ ります。なお、本募集による自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
 - 5. 仮条件(2,220円~2,300円)の平均価格(2,260円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額) は729,980,000円となります。
 - 6.本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件 (引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を 勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照 下さい。
 - <u>7.</u>本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出 しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成29年9月4日に決定された引受価額(2,116円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格2,300円)で本募集を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233 条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投 資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された 価格で行います。

区分	区分		発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による	募集	•	1	,
入札方式のうち入札によら	ない募集	•	1	,
ブックビルディング方式	新株式発行	263,000	496,281,000	278,254,000
フックにルディング方式	自己株式の処分	60,000	113,220,000	-
計(総発行株	式)	323,000	609,501,000	278,254,000

- (注) 1.全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
 - 2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
 - 3.発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
 - 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。なお、本募集による自己株式の処分に係る払 込金額の総額は資本組入れされません。
 - 5.本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を<u>勘案した結果、</u>オーバーアロットメントによる売出しを<u>行います。</u>なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
 - <u>6.</u>本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出 しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

(注)5.の全文削除及び6.7.の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (円)		申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
<u>未定</u> (注) 1	<u>未定</u> (注) 1	1,887	<u>未定</u> (注) 3	100	自至	平成29年9月5日(火) 平成29年9月8日(金)	<u>未定</u> (注) 4	平成29年9月12日(火)

(注) 1.発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、2,220円以上2,300円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年9月4日に引受価額と同時に決定する予定であります。 需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

<u>仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ておりま</u>す。

- 技術者派遣の中でも需要増が見込まれるIT分野に強いこと。
- 新規事業であるAIを活用した人材紹介事業の成長ポテンシャル。
- 参入障壁が低く、競合企業が多いこと。
- 以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は2,220円から2,300円の範囲が妥当であると判断いたしました。
- 2.「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,887円)及び平成29年9月4日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成29年8月9日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成29年9月4日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
- 4.申込証拠金<u>は、発行価格と同一の金額とし、</u>利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。
- 5.株式受渡期日は、平成29年9月13日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 6.申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7. 申込みに先立ち、平成29年8月28日から平成29年9月1日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8.引受価額が会社法上の払込金額(1,887円)を下回る場合は本募集を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (円)		申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
2,300	2,116	1,887	<u>1,058</u>	100	自 至	平成29年9月5日(火) 平成29年9月8日(金)	1株につき 2,300	平成29年9月12日(火)

- (注) 1.発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
 - 発行価格の決定に当たりましては、仮条件(2,220円~2,300円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
 - 当該ブックビルディングの状況につきましては、
 - 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
 - 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
 - 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
 - 以上が特徴でありました。
 - 上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、2,300円と決定いたしました。
 - なお、引受価額は2,116円と決定いたしました。
 - 2.「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(2,300円)と会社法上の払込金額(1,887円)及び平成29年9月4日に決定された引受価額(2,116円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
 - 3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。<u>なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は</u> 1,058円(増加する資本準備金の額の総額278,254,000円)と決定いたしました。
 - 4.申込証拠金<u>には、</u>利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額<u>(1株につき2,116円)</u>は、払込期日 に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。
 - 5.株式受渡期日は、平成29年9月13日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
 - 6.申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
 - 7.販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)8.の全文削除

4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	291,500	1.買取引受けによります。 2.引受人は新株式払込金及
西村証券株式会社	京都市下京区四条通高倉西入立売西 町65番地	7,000	び自己株式の処分に対す る払込金として、平成29
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	7,000	年9月12日までに払込取
岩井コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目8番12号	3,500	扱場所へ引受価額と同額 を払込むことといたしま
エース証券株式会社	大阪市中央区本町二丁目 6 番11号	3,500	す。 3 . 引受手数料は支払われま
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	3,500	せん。ただし、発行価格
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号	3,500	と引受価額との差額の総 額は引受人の手取金とな
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	3,500	ります。
計	-	323,000	-

- (注) 1.上記引受人と発行価格決定日(平成29年9月4日)に元引受契約を締結する予定であります。
 - 2.引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	291,500	1.買取引受けによります。 2.引受人は新株式払込金及
西村証券株式会社	京都市下京区四条通高倉西入立売西町65番地	7,000	び自己株式の処分に対す る払込金として、平成29
いちよし証券株式会社	 東京都中央区八丁堀二丁目14番 1 号 	7,000	年9月12日までに払込取 扱場所へ引受価額と同額
岩井コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目 8 番12号	3,500	(1 株につき2,116円)を 払込むことといたしま
エース証券株式会社	 大阪市中央区本町二丁目 6 番11号 	3,500	す。
株式会社SBI証券	 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	3,500	3 . 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号	3,500	と引受価額との差額 <u>(1</u> 株につき184円)の総額は
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	3,500	引受人の手取金となりま す。
計	-	323,000	-

- (注) 1.上記引受人と平成29年9月4日に元引受契約を締結いたしました。
 - 2.引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)	
671,581,600	10,000,000	661,581,600	

- (注) 1.払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
 - 2.払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に 払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(2,220円~2,300円)の平均価格(2,260円)を基礎として算出し た見込額であります。
 - 3.発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
 - 4 . 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
683,468,000	10,000,000	673,468,000

- (注) 1.払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
 - 2.払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額でありま<u>す。</u>
 - 3.発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
 - 4 . 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額661,581千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限110,405千円と合わせて、運転資金として、事業拡大に資する人材を採用するための広告宣伝費及び技術社員教育のための教育研修費に448,020千円(平成30年9月期に181,640千円、平成31年9月期に266,380千円)、設備資金として事業規模の拡大のための新規拠点の新設に100,000千円(平成30年9月期に50,000千円、平成32年9月期に50,000千円)、本社及び支店で使用するシステムの開発費に90,000千円(平成30年9月期に30,000千円、平成32年9月期に60,000千円)、借入金の返済に133,967千円(平成30年9月期に70,126千円、平成32年9月期までに63,841千円)に充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注)設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項を ご参照下さい。

(訂正後)

上記の手取概算額673,468千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限112,359千円と合わせて、運転資金として、事業拡大に資する人材を採用するための広告宣伝費及び技術社員教育のための教育研修費に448,020千円(平成30年9月期に181,640千円、平成31年9月期に266,380千円)、設備資金として事業規模の拡大のための新規拠点の新設に100,000千円(平成30年9月期に50,000千円、平成32年9月期に50,000千円)、本社及び支店で使用するシステムの開発費に90,000千円(平成30年9月期に30,000千円、平成32年9月期に60,000千円)、借入金の返済に147,807千円(平成30年9月期に70,126千円、平成32年9月期までに77,681千円)に充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注)設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項を ご参照下さい。

第2【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(訂正前)

平成29年9月4日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株	₹)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称	
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-	
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-	
普通株式	ブックビルディング 方式	31,000	70,060,000	京都府長岡京市後藤 国彦京都府宇治市植村 誠京都市北区齋藤 公男	20,000株 6,000株 5,000株
計(総売出株式)	-	31,000	70,060,000	-	

- (注) 1 . 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
 - 2.「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
 - 3 . 売出価額の総額は、仮条件(2,220円~2,300円)の平均価格(2,260円)で算出した見込額であります。
 - 4 . 売出数等については今後変更される可能性があります。
 - <u>5.</u>振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
 - 6.本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を<u>勘案し、</u>オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 - なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
 - 7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成29年9月4日に決定された引受価額(2,116円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格2,300円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株	₹)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式 及び氏名2	
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-	
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-	
普通株式	ブックビルディング 方式	31,000	71,300,000	京都府長岡京市後藤 国彦 京都府宇治市 植村 誠 京都市北区 齋藤 公男	20,000株 6,000株 5,000株
計(総売出株式)	-	31,000	71,300,000	-	

- (注) 1.上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
 - 2.「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
 - 3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。
 - 4.本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を<u>勘案した結果、</u>オーバーアロットメントによる売出しを<u>行います。</u>
 - なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
 - <u>5</u>引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

(注)3.4.の全文削除及び5.6.7.の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

は引受人の手取金となります。

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容	
<u>未定</u> (注) 1 (注) 2	<u>未定</u> (注) 2	自 平成29年 9月5日(火) 至 平成29年 9月8日(金)	100	<u>未定</u> (注) 2	引受人の本店 及び全国各支店	東京都中央区日本橋一丁 目9番1号 野村證券株式会社	<u>未定</u> (注) 3	

- (注) 1.売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と 同様であります。
 - 2.売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
 - 引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
 - 3.引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出 価格決定日(平成29年9月4日)に決定する予定であります。 なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額
 - 4 . 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
 - 5.株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
 - 6.申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
 - 7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
2,300	2,116	自 平成29年 9月5日(火) 至 平成29年 9月8日(金)	100	<u>1株につき</u> 2,300	引受人の本店 及び全国各支店	東京都中央区日本橋一丁 目9番1号 野村證券株式会社	<u>(注) 3</u>

- (注) 1 . 売出価格の決定方法は、「第 1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1 . と 同様であります。
 - 2 . 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一<u>の理由により決定いたしました。</u>ただし、申込証拠金には、利息をつけません。 引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一<u>の理由により決定いた</u>
 - 3.<u>引受人である野村證券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。</u> なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額<u>(1株</u>につき184円)の総額は引受人の手取金となります。
 - 4.上記引受人と平成29年9月4日に元引受契約を締結いたしました。
 - 5.株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
 - 6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
 - 7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株	:)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し -		-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	•	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	53,100	120,006,000	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号 野村證券株式会社 53,100株
計(総売出株式)	-	53,100	120,006,000	-

- (注) 1.オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を<u>勘案し、</u>野村證券株式会社が行う売出しであります。<u>したがってオーバーアロットメントによる売出し</u>に係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
 - 2.オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年8月9日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式53,100株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
 - 3.上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
 - 4.「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
 - 5.売出価額の総額は、仮条件(2,220円~2,300円)の平均価格(2,260円)で算出した見込額であります。
 - <u>6</u>. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株	:)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し -		-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	53,100	122,130,000	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号 野村證券株式会社 53,100株
計(総売出株式)	-	53,100	122,130,000	-

- (注) 1.オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、野村證券株式会社が行う売出しであります。
 - 2.オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年8月9日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式53,100株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
 - 3.上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
 - 4.「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
 - <u>5.</u>振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

(注)5.の全文削除及び6.の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 <u>(注) 1</u>	自 平成29年 9月5日(火) 至 平成29年 9月8日(金)	100	<u>未定</u> <u>(注) 1</u>	野村證券株式会社の本店 及び全国各支店	-	-

- (注) 1.売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
 - 2.株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
 - 3.申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
 - 4.野村證券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

売出価格	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
2,300	自 平成29年 9月5日(火) 至 平成29年 9月8日(金)	100	1株につき 2,300	野村證券株式会社の本店 及び全国各支店	-	-

- (注) 1.売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成29年9月4日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
 - 2.株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
 - 3.申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
 - 4.野村證券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について (訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である齋藤公男(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年8月9日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式53,100株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 53,100株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,887円
(3)	増加する資本金及び資本準備金 に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4)	払込期日	平成29年9月28日(木)

(注) 割当価格は、平成29年9月4日に決定<u>される予定の</u>「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分の引受価額と<u>同一とする予定であります。</u> (以下省略)

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である齋藤公男(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年8月9日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式53,100株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 53,100株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,887円
(3)	増加する資本金及び資本準備金 に関する事項	増加する資本金の額 56,179,800円(1株につき金1,058円) 増加する資本準備金の額 56,179,800円(1株につき金1,058円)
(4)	払込期日	平成29年9月28日(木)

(注) 割当価格は、平成29年9月4日に決定<u>された</u>「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分の引受価額<u>(2,116円)</u>と<u>同一であります。</u>

(以下省略)